

2019年10月 傷害保険等の商品改定

普通傷害保険や家族傷害保険等の傷害保険等につきまして、2019年10月1日以降保険始期契約より保険料、普通保険約款・特約等の改定を行います。

継続契約をご締結されるお客様につきましては、**継続前と継続後のご契約で保険料および普通保険約款・特約等が異なります**ので、下記の改定内容およびご案内する保険料につきまして、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

セコム損害保険株式会社

記

保険料の改定

対象商品

普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、あんしん家族（個人型、家族型、夫婦型、本人・親族型）、子ども総合保険、学生総合保険

上記傷害保険につきまして、保険料の改定を行います。保険料の改定率はご契約条件によって異なります。詳細につきましては、代理店または当社までお問い合わせください。

普通保険約款・特約の改定

1. 取扱いの明確化

対象商品

普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、国内旅行傷害保険、あんしん家族（個人型、家族型、夫婦型、本人・親族型）、行事参加者の傷害危険補償契約、施設入場者の傷害危険補償契約、自転車総合保険（バイクロジー保険）、子ども総合保険、学生総合保険、所得補償保険、医療費用保険

主な改定内容は以下のとおりです。なお、本改定内容は規定を明確化するものであり、補償内容等に変更はございません。詳細につきましては、代理店または当社までお問い合わせください。

改定項目	改定前	改定後	ご説明
家族型傷害保険等における被保険者の明確化	普通保険約款の「被保険者の範囲」の規定における本人と本人以外の被保険者との関係性は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	普通保険約款の「被保険者の範囲」の規定における 本人またはその配偶者 との関係性は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	2018年1月の商品改定時より「配偶者からみた親族・子の補償」の追加対応を行っていることに伴い、明確化を行います。
	配偶者補償対象外特約における被保険者は、本人ならびに本人の同居の親族および別居の未婚の子とします。	配偶者補償対象外特約における被保険者は、本人ならびに本人の同居の親族 （本人の配偶者を除きます。） および別居の未婚の子とします。	民法上の「親族」の定義に照らすと「（同居の）配偶者」を含むようにも読めるため、含まない旨の明確化を行います。
ギブス等の定義の明確化	普通保険約款・特約における「ギブス等」は、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。	普通保険約款・特約における「ギブス等」は、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと 同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。	被保険者が骨折等の傷害を被った部位を固定するためにギブス等を常時装着した場合、実際には通院してなくても通院保険金のお支払いの対象となります（みなし通院）。このギブス等の定義について明確化を行うとともに、「胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター」について、明らかにお支払いの対象外となる器具として具体的に列挙します。
ボルダリングの取扱いの明確化	普通傷害保険等では、山岳登山等（注）の危険な運動を行っている間に生じた事故による傷害についてお支払いの対象外としています。 （注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）	普通傷害保険等では、山岳登山等（注）の危険な運動を行っている間に生じた事故による傷害についてお支払いの対象外としています。 （注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。） をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。	普通傷害保険等では、山岳登山等の危険な運動を行っている間に生じた事故による傷害についてお支払いの対象外としていますが、近年、スポーツクライミングの一種である「ボルダリング」が普及している状況から、「ボルダリング」は、原則としてこの危険な運動に含まれないこと（お支払いの対象であること）を明確化します。

改定項目	改定前	改定後	ご説明
交通乗用具 該当性の明 確化	<p>交通事故傷害保険等では、交通乗用具の一種として「軌道を有しない陸上の乗用具（注）」を定めています。</p> <p>（注）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。</p>	<p>交通事故傷害保険等では、交通乗用具の一種として「軌道を有しない陸上の乗用具（注）」を定めています。</p> <p>（注）作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）<u>、ペダルのない二輪遊具等</u>は除きます。</p>	<p>幼児用の遊具の一種であるペダルのない二輪遊具が近時普及している状況等を鑑みて、交通事故傷害保険等の交通乗用具の範囲について明確化を図ります。</p>
	<p>交通事故傷害保険等では、交通乗用具の一種として「空の乗用具（注）」を定めています。</p> <p>（注）ハングライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p>	<p>交通事故傷害保険等では、交通乗用具の一種として「空の乗用具（注）」を定めています。</p> <p>（注）<u>ドローンその他の無人航空機および模型航空機</u>、ハングライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p>	<p>ドローンが近時普及しつつある状況等を鑑みて、交通事故傷害保険等における交通乗用具の範囲について明確化を図ります。</p>

2. 短期率の月割への変更

対象商品
<p>普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、あんしん家族（個人型、家族型、夫婦型、本人・親族型）、自転車総合保険（バイクロジー保険）、こども総合保険、学生総合保険、所得補償保険、医療費用保険</p>

解約保険料等の計算時に用いる係数を改定します。詳細につきましては、代理店または当社までお問い合わせください。

改定前	改定後	ご説明																																																												
<p>短期率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>既経過 期間</th> <th>割合 (%)</th> <th>既経過 期間</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日まで</td> <td>10</td> <td>6か月まで</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>15日まで</td> <td>15</td> <td>7か月まで</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>1か月まで</td> <td>25</td> <td>8か月まで</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>2か月まで</td> <td>35</td> <td>9か月まで</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>3か月まで</td> <td>45</td> <td>10か月まで</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>4か月まで</td> <td>55</td> <td>11か月まで</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>5か月まで</td> <td>65</td> <td>1年まで</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	既経過 期間	割合 (%)	既経過 期間	割合 (%)	7日まで	10	6か月まで	70	15日まで	15	7か月まで	75	1か月まで	25	8か月まで	80	2か月まで	35	9か月まで	85	3か月まで	45	10か月まで	90	4か月まで	55	11か月まで	95	5か月まで	65	1年まで	100	<p>短期率表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>既経過 期間</th> <th>割合</th> <th>既経過 期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月まで</td> <td>1/12</td> <td>7か月まで</td> <td>7/12</td> </tr> <tr> <td>2か月まで</td> <td>2/12</td> <td>8か月まで</td> <td>8/12</td> </tr> <tr> <td>3か月まで</td> <td>3/12</td> <td>9か月まで</td> <td>9/12</td> </tr> <tr> <td>4か月まで</td> <td>4/12</td> <td>10か月まで</td> <td>10/12</td> </tr> <tr> <td>5か月まで</td> <td>5/12</td> <td>11か月まで</td> <td>11/12</td> </tr> <tr> <td>6か月まで</td> <td>6/12</td> <td>1年まで</td> <td>12/12</td> </tr> </tbody> </table>	既経過 期間	割合	既経過 期間	割合	1か月まで	1/12	7か月まで	7/12	2か月まで	2/12	8か月まで	8/12	3か月まで	3/12	9か月まで	9/12	4か月まで	4/12	10か月まで	10/12	5か月まで	5/12	11か月まで	11/12	6か月まで	6/12	1年まで	12/12	<p>昨今、月割を採用する保険商品が主流となりつつある状況を踏まえて月割に変更します。</p>
既経過 期間	割合 (%)	既経過 期間	割合 (%)																																																											
7日まで	10	6か月まで	70																																																											
15日まで	15	7か月まで	75																																																											
1か月まで	25	8か月まで	80																																																											
2か月まで	35	9か月まで	85																																																											
3か月まで	45	10か月まで	90																																																											
4か月まで	55	11か月まで	95																																																											
5か月まで	65	1年まで	100																																																											
既経過 期間	割合	既経過 期間	割合																																																											
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12																																																											
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12																																																											
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12																																																											
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12																																																											
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12																																																											
6か月まで	6/12	1年まで	12/12																																																											

3. 2020年4月の民法（債権法）改正に伴う対応

対象商品
所得補償保険

約款の主な改定内容は以下のとおりです。詳細につきましては、代理店または当社までお問い合わせください。

改定前	改定後	ご説明
<p>被保険者の年齢に引受対象範囲外の誤りがあった場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>保険契約は無効 (保険料は全額返還)</p> </div>	<p>被保険者の年齢に引受対象範囲外の誤りがあった場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>保険契約は取消し (保険料は全額返還)</p> </div>	<p>民法第95条の錯誤の効果が変更（「無効」→「取消し」）されたことを受け、引受対象年齢の範囲外となる被保険者の契約年齢誤り時の効果を2020年4月の法改正に先行する形で変更（「無効」→「取消し」）します。</p>

以上